

三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム報告書

令和2年12月15日

三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム
〔 内閣官房・宮内庁・文化庁・観光庁・総務省 〕

三の丸尚蔵館は、皇室に代々受け継がれた絵画・書・工芸品などの美術品類が平成元年6月、皇室より国に寄贈された事を契機として、これら美術品を環境の整った施設で大切に保存・管理するとともに、調査・研究を行い、併せて一般にも展示公開することを目的として、平成5年11月に開館した。

その後、平成8年10月に故秩父宮妃の御遺贈品、平成13年4月に香淳皇后の御遺品、平成17年10月に故高松宮妃の御遺贈品、さらに平成26年3月には三笠宮家の御寄贈品が加わり、現在約9,700点を収蔵している。

これらの収蔵品は、国の物品として宮内庁が管理し、皇室用美術工芸品に分類されており、宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会「宮内庁三の丸尚蔵館の今後の保存・公開の在り方に関する提言」（平成30年6月）にある通り、「時代や地域的に極めて多岐にわたる絵画、彫刻、工芸等の様々な分野の貴重な作品があり、調査や修復事業に伴う研究成果により国内外から高い評価を得て注目されている」ものである。

現在、三の丸尚蔵館においては、前述の提言に基づき、十分な展示環境及び保存管理環境を有する新施設の建設工事が進められている。一方で、令和7年度までの移行期間は、自館での十全な展示ができないことから公開拡充を検討していくこととされている。また、成長戦略（「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月））においても、三の丸尚蔵館所蔵の地域ゆかりの美術品の貸し出し等、展示公開を進めることとされている。

このような状況を踏まえ、今後、これまでの貸出の増加を加速させて、三の丸尚蔵館の収蔵品を国内外の多くの方々に見ていただく機会を提供すべく、地方展開（地方の美術館や博物館等への貸出し）の強化に向けて、令和2年9月に内閣官房・宮内庁・文化庁・総務省・観光庁が合同でワーキングチームを立ち上げ、検討を行い、以下の通り、強化策を取りまとめた。

1. 地方展開の強化に向けた取組の基本方針

三の丸尚蔵館では、令和元年度から新施設の建設工事が始まり、令和7年度的全館完成まで工事が進められているところであり、来年度（令和3年度）からは新施設への移行期間に入り、令和7年度的全館開館までの間（移行期間）は、十全な展示ができない状況となる。

このため、移行期間中も多くの方々に作品をご覧いただくべく、今まで以上に地方の博物館や美術館等に貸出しを行い、収蔵品の有効活用を図りつつ、皇室文化への国民の理解の促進、文化の愛護、地方文化の振興による地方創生、国内外への日本の美の発信の観点から積極的な地方展開を進めていく。

具体的には、令和6（2024）年度までの間に全国各地で毎年度4ヵ所以上の展覧会を行うことを目指すとともに、地方からの要望に広く応え、地方の博物館や美術館等が展示を進め易くなるよう環境を整備し、認知度の向上を図る。

2. 地方展開の計画

（1）来年度（令和3（2021）年度）の取組

後述の5ヵ所において今後の起爆剤になるような大規模な展覧会を開催する。

これまで、三の丸尚蔵館の収蔵品について、まとまった規模の作品を展示する展覧会を開催するのは国立博物館等のみで、地方の博物館等においては、自ら企画する展覧会のテーマに沿った作品を数点借りて展示する程度であった。

このため、令和3（2021）年度は、三の丸尚蔵館の地方展開を進める新たな方策として、地方の博物館・美術館において、30～40件程度のまとまった規模の作品を展示する展覧会を積極的に展開するため、国においても主催者として応分の負担をする事業を開始する。

① 国立博物館における展覧会

九州国立博物館において、三の丸尚蔵館の名品及び九州ゆかりの作品を展示する「皇室の名宝」展を開催（会期：令和3年7月21日～8月29日（予定）、60件程度）。

また、京都国立博物館において、京都ゆかりの国宝と並んで三の丸尚蔵館の名品を展示する「京の国宝」展を開催（会期：令和3年7月24日～9月12日（予定）、5件）。

② 国民文化祭の一環として実施する特別展

全国規模の文化の祭典である、国民文化祭の一環として、宮崎県（宮崎県立美術館）及び和歌山県（和歌山県立博物館）で開催予定。

※国民文化祭は2021年度は2020年度開催予定の宮崎県が延期となったため2回開催。

③ 各地域での特別展

国立博物館の展覧会と国民文化祭の開催地を勘案しながら、東北地方の宮城県において開催予定。

※三の丸尚蔵館の収蔵品の地方での積極的な展開に向けたスキーム

1. 展覧会の規模

貸出数 30～40 作品程度

2. 貸与する作品の設定（テーマ）

- ・ 地方博物館の要望に応じて調整。地方ゆかり（その地方が作者の生誕地であることや絵画で描かれた場所などの関係がある）の作品や「皇室御慶事」「帝室技芸員」「ボンボニエール」などのテーマを示して調整していく

3. 役割分担

国：・ 作品の運送費、保険料

・ リーフレット製作費

・ 陳列、撤収等に係る国の担当者の旅費

※国民文化祭の一環の実施では文化庁、各地域での特別展の実施では宮内庁が負担

地方博物館：・ 解説パネル製作費

・ 会場設営、運営費

・ 光熱費及び水道料

・ ポスター・ちらし等製作費

・ 広告宣伝費

・ 当該地方博物館の担当者の旅費

（２）再来年度（令和４（2022）年度）以降の取組

2022 年度以降も毎年度、特別展覧会を開催し、「4 館×40 作品」以上を目指す。展覧会の形式としては、以下のものを想定。

- ① 国立博物館等で開催する特別展
- ② 国民文化祭の一環として実施する特別展
- ③ 各地域での特別展
- ④ 地方手挙げ方式による特別展

このうち、まず、国民文化祭の一環として実施する特別展については、2022 年度以降も毎年実施するよう調整する。

※2022 年度：沖縄県、2023 年度：石川県、2024 年度：岐阜県

次に、2022 年度においては、2021 年度における開催地を勘案しながら、さらに、北海道・東北、関東甲信越、中国・四国の3箇所において①、③、④のいずれかの

形式で開催する方向で調整する。

なお、2022年度以降の開催地及び開催館の選定にあたっては、公平性を確保する観点から、全都道府県に意向調査（2022年度から2024年度）を実施し、その結果を踏まえ、施設の適否、国立博物館の展覧会や国民文化祭の一環として実施する特別展の開催地等を考慮して、文化庁と宮内庁で実施館を決定していくこととする。

※意向調査：展覧会の趣旨、国として支援できる内容についてその概要を地方団体に示しつつ、当該地域の博物館等における展覧会の開催意向の有無を調査。調査に当たっては、国立博物館の展覧会や国民文化祭の一環として実施する特別展の開催地や施設規模等を踏まえ国において決定することとし、必ずしも意向を踏まえたかたちにならないこと周知。

※展覧会形式ごとの進め方、各役割

① 国立博物館等で開催する特別展

国立博物館、国立美術館、大学美術館に文化庁から原則として働きかけ。

候補館がフィージブルであるか確認し、実施可能であれば候補館に依頼。

宮内庁は館と具体の貸与作品について調整。展覧会に展示する作品を提供するとともに、展示、撤収に立ち合い。また、図録作成のため、作品の画像を館に提供するとともに、図録原稿を作成。国立博物館等は会場提供、借用作品の管理等を行う。

② 国民文化祭の一環として実施する特別展

文化庁が、意向調査の結果も踏まえつつ、候補館がフィージブルであるか確認し、実施可能であれば所管長に依頼。その後宮内庁の調整結果を踏まえ、文化庁が作品輸送契約や保険契約を締結するとともに、宮内庁の原稿をもとにリーフレットを作成。

宮内庁は、館と具体の貸与作品について調整。リーフレット作品のための原稿を執筆。地方博物館等は会場パネルやポスター等の製作、会場設営を行う。

③ 各地域での特別展

意向調査の結果を踏まえ、施設の適否、国立博物館の展覧会や国民文化祭の一環として実施する特別展の開催地を考慮して、文化庁と宮内庁で実施館を決定（ただし、適切な年度に候補館がない場合は、文化庁がフィージブルな候補館を探す。）

宮内庁は実施館と具体の貸与作品について調整。作品輸送契約や保険契約を締結するとともに、リーフレットを作成。

地方博物館等は会場パネルやポスター等の製作、会場設営を行う。

※各地域での特別展については、北海道・東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の6地区を想定。

④ 地方手挙げ方式による特別展。

意向調査等を活用しつつ、文化庁から働きかけ。宮内庁は、展覧会企画に活用できる作品群のパッケージを令和3年度の夏までに複数作成し、地方の博物館・美術館等が手を挙げ易くなるようにする。展覧会実施の際の役割分担は、①の国立博物館等と宮内庁の関係に準じる。

(参考) 開催計画

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①. 北海道・東北	宮城県 (地域)	未定 (地域)		
②. 関東甲信越		未定 (地域)		
③. 東海・北陸			石川県 (国文祭) 国立工芸館	岐阜県 (国文祭)
④. 近畿	京都国立博物館 和歌山県 (国文祭)			
⑤. 中国・四国		未定 (地域)		
⑥. 九州	九州国立博物館 宮崎県 (国文祭)	沖縄県 (国文祭)		

※国文祭・・・国民文化祭の一環で実施する特別展

※地 域・・・各地域での特別展

※2023 年と 2024 年も 4 か所以上で実施。なお、2022 年度以降の開催地及び開催館の選定にあたっては、公平性を確保する観点から、全都道府県に意向調査（2022 年度から 2024 年度）を実施し、その結果を踏まえ、施設の適否、国立博物館の展覧会や国民文化祭の一環として実施する特別展の開催地等を考慮して、文化庁と宮内庁で実施館を決定していくこととする。

3. 地方貸出し要望への対応強化

三の丸尚蔵館の収蔵品の地方展開を進めるためには、地方貸出し要望への対応を強化することが必要であり、そのためには、特に地方の博物館・美術館等の学芸員が三の丸尚蔵館にどのような収蔵品があるのか、そして、自身が企画する展覧会にどのように活用できるのか、それらの情報に簡便にアクセスできる環境を作ることが不可欠である。

以下の取組を通じて、地方の博物館・美術館等の学芸員が三の丸尚蔵館の収蔵品情報に簡便にアクセスでき、十分な情報を入手できる環境を整備する。

特に、「宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会」において A ランクと指定された優品 (2,500 作品) 及び B ランクのうち、これまで公開実績のある 700 作品を合わせた 3,200 作品分については、令和 2 年度補正予算も活用して令和 3 年度中に整備する。

※Aランク：国宝・重要文化財の候補になるレベルの質を持っているもの等

Bランク：美術的・歴史的価値を有し、博物館・美術館で展示することが適当なもの

(1) 地方ゆかり作品のリスト化

地方の博物館・美術館等は、各地方の歴史や文化について展覧会を通じて紹介することがミッションとなっている。

三の丸尚蔵館の収蔵品には、地方ゆかりの作品も多数存在し、地方でこれらを活用していただくためにも、まずはどのような作品があるか紹介する必要がある。

令和3年夏までにそれらのリスト化（以下、「地方ゆかりリスト」という。）を行い、宮内庁ホームページや以下④で詳述するデジタルアーカイブに掲載し、また、文化庁における都道府県教育委員会の文化財担当者を集めた会議や公開承認施設の会議に宮内庁も参加し、このリストを用いて所要の説明を行うほか、三の丸尚蔵館へ照会があった際に配付するなど、広報に努めていく。

また、地方からの相談に首席研究官と学芸総括とで対応することとし、展覧会企画や収蔵品貸し出しの相談体制を強化する。

(2) 三の丸尚蔵館展覧会図録のデジタル化

現在、第87回まで行われてきている三の丸尚蔵館の展覧会の図録をデジタル化し、令和3年夏までに①の地方ゆかりリストと一体的に宮内庁ホームページ上で公開する。

これまで地方の博物館・美術館等の学芸員の方々が、三の丸尚蔵館の収蔵品を調べるためには、都道府県立の図書館・美術館・博物館に寄贈されている三の丸尚蔵館の展覧会図録・収蔵品目録を参照するしかなく、大変な手間であったが、これにより宮内庁ホームページ上で確認することが可能となり、その手間・業務負担が大幅に軽減される。

(3) 収蔵品の写真フィルムのデジタル化及び新規撮影

地方の博物館・美術館等の展覧会における図録・チラシ製作には展示作品の高精細画像（写真）が欠かせないが、三の丸尚蔵館の収蔵品の写真には、デジタルカメラ普及前に撮り貯めたフィルム写真もあり、そうしたフィルム写真しか無い作品も多数存在する。この場合には、そのフィルムを貸し出す必要があり、その扱いに慎重を要する状況である。

このため、当館収蔵品の写真フィルムについてデジタル化を行い、写真使用の効率化を図る。

また、上述のAランクの優品及び公開実績がある作品（3,200作品）には未撮影の

作品があるため、令和3年度中に撮影を行う。

(4) デジタルアーカイブ構築

地方の博物館・美術館等の学芸員が三の丸尚蔵館の収蔵品情報に簡便にアクセスできる環境を整備する、完成形としてデジタルアーカイブを構築する。

収蔵品の検索・照会がインターネット上で簡便に行うことが可能となり、このアーカイブにおいて展覧会企画に必要な情報を提供する。

上述のAランクの優品及び公開実績がある作品(3,200作品)は令和3年度中に公開し、「宮内庁三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会」においてBランクと指定され、公開実績の無い4,300作品については、令和6年度末までに全て掲載する。このほかの2,200作品は、撮影年月日や撮影場所などが不明な写真(アルバム)作品などであり、これらについては引き続き調査・検討の上、可能な作品からアーカイブに掲載していく。

4. 地域ゆかり文化資産の展示支援の推進

文化庁では、三の丸尚蔵館や国立博物館等の「地域ゆかりの文化資産」を活用して、地域の歴史・文化を魅力的に発信する地方博物館を支援する事業を令和2年度から開始している。

令和2年度は22件の採択事業のうち4件が三の丸尚蔵館の作品を活用している。三の丸尚蔵館の地方展開の推進の観点から、令和3年度以降は全国で40件程度の地方博物館の支援を目指すとともに、そのうち15件(25作品程度)は三の丸尚蔵館の関係となるよう、同事業の更なる周知や宮内庁との連携を図る。

※三の丸尚蔵館の作品の活用増に向けた文化庁と宮内庁の連携

文化庁は、地方博物館等へ事業の周知を行うとともに、地方博物館等から、展覧会テーマや時期等の情報を適宜もらい、宮内庁に情報提供。

宮内庁は、文化庁からの情報提供を受け、三の丸尚蔵館の所蔵品の中から、展覧会テーマに沿った貸与可能な作品を文化庁に情報提供し、文化庁から当該地方博物館に情報提供。

5. 留意事項

(1) 当面の経費の確保

三の丸尚蔵館の作品の地方展開を早期に進めるため、2021年度の地方の博物館・美術館等における特別展の開催や地方貸し出しの要望への対応強化に必要な経費については、令和2年度の補正予算において確保することを検討する。

(※令和2年度の補正予算を検討する内訳)

1. 地方の博物館・美術館での特別展の開催

- (1) 国民文化祭の一環として実施の特別展 1,552万円(文化庁)
- (2) 各地域での特別展 776万円(宮内庁)

2. 地方への貸出要望への対応強化

- (1) 図録デジタル化 520万円(宮内庁)
- (2) 収蔵品の写真フィルムのデジタル化及び新規撮影 2,000万円(宮内庁)
- (3) デジタルアーカイブ構築 4,637万円(宮内庁)

(2) 三の丸尚蔵館の体制強化

三の丸尚蔵館は、これまでに述べたとおり、地方展開の強化を進めていくことはもとより、新施設の建設によって、展示・保存機能が抜本的に強化されることとなり、こうした学芸機能を担う人員・体制の強化が重要な課題となっている。

このため、平成31年度末の定員7人から順次、学芸の増強を行っている。具体的には、令和2年1月に4人を緊急増員、同年4月に2人の増員を行い、さらに、令和3年4月に5人の増員を要求しているところであり、これらの措置により増員された学芸18人体制で取り組んでいく。

(3) 作品展示や情報発信における留意事項

作品の展示にあたっては、作品の数に拘らず、丁寧な作品解説を付けることやストーリーを持った展示構成とする視点も重要である。また、皇室文化に必ずしも明るくない子どもや外国人であってもその意義を十分理解することができるような工夫や、多言語化対応も必要である。

また、国外への情報発信を行う場合には、日本政府観光局と積極的に連携を行うことが必要である。

(4) 作品の適切な保存への配慮

地方展開を進める中でも、作品を適切に保存する観点から、展示頻度や出品にあたって必要な応急修理を行うことなど、作品の適切な保存に留意することが必要である。